情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会(第27回) 議事録

- 1 日時 令和3年6月9日(水) 14時10分~16時30分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
- (1) 電気通信番号政策委員会構成員(敬称略) 相田 仁(主査)、一井 信吾(主査代理)、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威 生、森 亮二、山下 東子(以上7名)
- (2) ヒアリング対象者(敬称略)

一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO委員会(佐々木 太志、金丸 二朗)、 日本通信株式会社(福田 尚久)、HIS Mobile株式会社(猪腰 英知)、一般社団法 人 日本ケーブルテレビ連盟(田村 欣也、熊谷 充敏)、株式会社NTTドコモ(下 隅 尚志、夏目 基)、KDDI株式会社(関田 賢太郎、川西 直毅)、ソフトバ ンク株式会社(尾崎 旨樹、折原 裕哉)、楽天モバイル株式会社(鴻池 庸一郎)、 東日本電信電話株式会社(新國 貴浩)、西日本電信電話株式会社(松岡 康行)

(3) 総務省

今川 拓郎 (電気通信事業部長)、大村 真一 (事業政策課長)、越後 和徳 (電気通信技術システム課長)

(4) 事務局

鈴木 厚志 (番号企画室長)、水井 健太 (番号企画室課長補佐)

4 議題

- (1) 音声伝送携帯電話番号等の指定に関する事業者等ヒアリング
- (2) その他

【相田主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信 事業政策部会電気通信番号政策委員会の第27回会合を開催いたします。

本日も新型コロナウイルスの影響等を考慮し、ウェブ開催とさせていただいております。 したがいまして、御質問、御発言がございましたら、ウェブシステムのチャット機能にてお 申し出いただければ幸いです。適宜順次指名させていただきます。もしそれが難しいようで したら、直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。

本日、三友委員は御都合により御欠席と伺っております。また、森委員は遅れて参加される御予定と伺ったんですけれども、既に御出席いただけているようですね。一方、山下委員におかれましては、途中で退席されるというふうに伺っております。

また、本日の委員会では、事業者等へヒアリングを行う関係で、事業者でございますMV NO委員会、日本通信、HIS Mobile、日本ケーブルテレビ連盟、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル及びNTT東日本・西日本に御参加いただいております。

それでは最初に、事務局から配付資料の確認及び会議の注意事項等の説明をお願いいたします。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。配付資料の確認をいたします。

議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料27-1から27-11となっております。もし過不足等ございましたら、事務局まで御連絡いただけたらと思います。

また、先ほど相田主査から御説明があったとおり、本日はウェブ開催となっております。 音声が切れた場合は、チャットで御連絡いただくか、もしくはあらかじめ御連絡させていた だいている事務局の電話番号までお電話いただければ幸いでございます。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、早速議題に入りたいと思います。本日の議題は、音声伝送携帯 電話番号等の指定に関する事業者等ヒアリングでございます。

本日は音声伝送携帯電話番号等の指定の在り方についての検討に当たり、MVNOへの番号指定の必要性、ネットワーク形態、MVNOの番号指定に関する条件等につきまして、指定を希望するMVNO事業者と、それから接続先のMNO事業者及び固定系事業者に、それぞれプレゼンテーションをしていただきます。

ヒアリングに入る前に事務局から補足説明がございますのでお願いいたします。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。まず、簡単にヒアリングの内容について、資料27-1を用いて説明させていただきますので、お開きいただければと思います。

27-1を1枚めくっていただきまして、右上のページ番号で1ページ目でございます。 今回のヒアリングは先ほど相田主査から御質問があったとおり、こういった事業者の方か らお話を聞くことになっております。

次のページ、2ページを御覧ください。ヒアリングで聞く質問でございます。MVNO等に関する質問が2ページ目でございます。(1)総論、(2)番号指定の必要性、(3)ネットワーク形態、(4)電気通信番号計画における番号の使用の条件、大きく4つありまして、右側にありますが、①緊急通報、②番号ポータビリティ、③品質に関する基準、④他事業者との接続となっております。(5)スケジュール、(6)その他となってございます。本日は、これに対する回答をしていただけることになっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。これはMNO/固定事業者に対する質問でございます。(1)総論、(2)必要性、(3)ネットワーク形態、(4)電気通信番号計画上の番号の使用に関する条件、(5)その他となっております。

各社の説明は、1社当たり10分以内でお願いいたします。説明開始後8分を経過した時点でベルを1回鳴らします。10分経過した時点でベルを3回鳴らしますので、お含みおきください。

まずは、指定を希望する側といたしまして、MVNO委員会から順番に説明していただき、 日本ケーブルテレビ連盟まで4社の説明が終わった時点で、一旦質疑等の時間を取らせて いただきます。その後、接続先事業者としてNTTドコモから順番に、NTT西日本・東日 本まで5社の説明が終わった時点で、質疑の時間とさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【相田主査】 ただいまの進め方につきましてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速ヒアリングに入りたいと思います。まずは、MVNO委員会様から御説明をお願いいたします。

【MVNO委員会(佐々木)】 MVNO委員会、佐々木です。それでは、資料27-2 に基づき、当委員会の考えを御説明いたします。

おめくりいただきまして、1ページ目、MVNOへの番号の直接指定に対する考え方です。 MVNOに直接の番号指定を受けられるようになるということで、MVNO自ら設置する 音声交換網等で付加価値のあるサービスを提供することが可能になると考えており、MV NOにおけるビジネス拡大、こういったものが可能性として見えてきているというふうに 考えております。 ただ、MVNOが直接指定を受けた電話番号をどのように利活用するかという点につきましては、MVNOの形態により大きく変わると考えております。

右下の表を御覧ください。現在MVNOには、ライトMVNOに加え、データ通信において自ら加入者管理機能を有し、SIMカードが発行できるフルMVNOが、日本においては存在しております。ただ、これらライトMVNO、フルMVNOについては、番号の指定を受けても、それを用いた利活用という点では非常に難しいところがあると考えております。そのため加入者管理機能に加え、自ら音声交換網を運用するMVNO、ここでは音声フルMVNOと書いておりますが、このような新しいMVNOの事業形態が登場することが理想であると考えております。

おめくりいただきまして、2ページ目、音声フルMVNOによるサービス例でございます。 具体的なサービスについては、MVNO個社がもちろんイノベーションを考えて検討して いくということなので、業界団体としてサービスを提供するということはありませんが、当 委員会加盟のMVNOの意見等を参考に、ここでは4つのサービスを例示してございます。 個々の御説明は割愛させていただきますが、ぜひとも御覧ください。

おめくりいただきまして、3ページ目、音声フルMVNOにおける諸課題でございます。 番号指定といった制度面以外にも、様々な課題が存在しているというふうに考えております。技術面の課題につきましては、次ページ以降詳細に御説明いたします。

それに加え、真ん中、経済負担面の課題ですけれども、大前提としてのフルMVNO化に係るコストに加え、音声交換網であるところのIMSの構築のコスト、またMNPの事業者間システム連携に係るコスト等をMVNOが負担していく。これらの額が非常に大きくなるのではないかというところが課題として考えられます。

また、時期的な課題ですけれども、現在固定網においてはPSTNマイグレーション、移動においては3Gサービスの終了ということが、ここに書いてある期日に向けて作業が進んでいるというふうに承知をしております。

これらレガシーサービスへの対応は、MVNOにおける投資回収、またMNOにおける網改造の困難さ等を考慮すると、非常に非現実的ではないかと考えており、これらのスケジュールをどれぐらいの時期に進捗していくかという点も踏まえ、音声フルMVNOによるサービス開始は、早くとも2025年前後になるのではないかというふうに見込んでおるところとなります。

おめくりいただきまして、4ページ目、音声フルMVNOの検討可能なネットワーク構成

を図示しております。ここでは①、②の2つの方式を検討してまいりました。①につきましてはLocal Break-Out方式、②についてはS8 Home Routing方式ですが、いずれにつきましても、真ん中のところに赤い二重丸、点線でPOIと書かれた線が引いてあるかと思いますけれども、この点線が事業者の分界点ということになりまして、この点線の下側がMNO、上側がMVNOというふうに御覧ください。

特徴としましては、Local Break-Out方式については、IMSと書かれた紫色の点線の枠囲み、この中にPOI(責任分界点)が置かれるというところが特徴かなと思っております。またS8 Home Routing方式のほう、右側においては、IMSと書かれた音声交換網、こちらが完全にMVNOのネットワークの中に閉じ、MNOのIMSは利用しない、こういったところに特徴がございます。いずれの方式も国際ローミングの標準化を踏まえた検討をしてまいりました。

国際ローミングとMVNOの関係ですけれども、基地局等を使わせる現地の事業者 (Visited網)と、現地に旅行されて滞在されているような方にSIMカードを提供し、加入者を管理している自国の事業者 (Home網)、こういった2つの事業者の協調により国際ローミングは成り立っているんですけれども、このVisited網とHome網を、前者を、基地局等を使わせるMNO、後者を、SIMカードを発行し、加入者管理をする事業者としてのMVNOというふうにみなすと、国内でのMVNOへの機能開放への議論についても、国際ローミングの技術標準のインターフェースを適用可能であると考えています。

いずれにしても大きな問題は、緊急機関への接続のところになりまして、国際ローミングの考え方では、この緊急機関というのは、旅行者が滞在している現地の国の緊急機関でなくては意味がないということで、基本的にはこの点線の下側にありますVisitedの事業者が緊急機関への呼ルーティングを担うということで、標準化が考えられていると理解をしております。

そのため、Local Break-Out方式においては緊急機関への接続については点線の下側、M NOのIMSと交換設備から接続をいただき、コールバック等の一部機能のみMVNOが担うということになっておりますが、右側、S8 Home Routing方式については、点線の下側、MNOのIMS設備を使わないということですので、日本における緊急呼の要件を満たす緊急呼の標準化の規定がないというふうに承知をしております。

おめくりいただきまして、5ページ目、とはいえS8 Home Routing方式を仮に使う場合であっても、緊急呼は必須かというふうに思っておりますので、なるべく標準にのっとった方

式で緊急通報を実現する設備構成案を検討しております。

- ②-1と書いてあるのが、S8 Home RoutingとLocal Break-Outを併用する方式。こちらについては、データ通信の出口であるPGWを緊急呼と一般呼によって振り分け、緊急呼については点線の下側、MNOの交換設備から緊急機関のほうに接続していただくという案。
- ②-2、右側になりますが、こちらについては点線の上側、MVNOが緊急機関への接続を担うパターン。こちらについては国際ローミングの標準からは、ずれますけれども、国際ローミングと違って、MVNOは点線の上側、下側、どちらも自国内の事業者ですので、こういった形で緊急機関への接続ということはできるかなと。ただ、その際に緊急機関に通報する位置情報については、MNOと連携する必要があるというふうに考えております。

おめくりいただきまして、6ページ目、3つの方式についての特徴をまとめたものとなっております。参考までに御覧ください。

7ページ目、番号の使用に関する条件等ですが、やはり一番の問題は緊急通報だろうというふうに考えています。緊急通報については今申し上げたとおり、①の方式、あるいは②ー1の方式により、MNO設備の活用自体は技術的に可能と思われるものの、MNOの既存設備の活用、卸提供による緊急通報の実現性、これらについては制度的・技術的な課題の整理といったものが必要であろうと考えております。

仮にMNOの既存設備の活用、卸提供が受けられない場合は、MVNO自らが全国の緊急 通報受理機関(500か所~600か所)への接続を実現することが必要になる。これは② -2でありますけれども、これはMVNOにとっては大変大きな手間になる、あるいは実現 が難しいというふうに考えております。

おめくりいただきまして、8ページ目、番号指定に関するリードタイムですけれども、サービス開始予定時期の遅くとも1.5ないし2年前には番号指定されることが望ましいのではと考えております。

おめくりいただきまして、9ページ目、番号の指定単位ですけれども、音声フルMVNOを指定の前提とする場合には、相応の事業規模が想定されるため、MNO同様10万番号単位で問題がないのではないか。諸外国のように、ライトMVNOも含めて番号指定を検討する場合においては、より小さい単位での検討ということは必要かとは思いますけれども、その場合には、需要急増等に対応するためのバッファが小さく、サービス提供に支障を生じるおそれがあるため、より迅速な番号の追加割当て、あるいは番号の追加指定の際の使用率の基準緩和、こういったものが検討されることが望ましいのではないかとしております。

当委員会からの説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

【相田主査】 どうもありがとうございました。また、進行に御協力いただきましてありがとうございました。

では続きまして、日本通信様から御説明をお願いいたします。

【日本通信(福田)】 日本通信の福田でございます。お世話になります。本日はこのような意見を述べさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、御手元の資料をめくっていただきまして、2ページのところをお開きいただきたいと思います。こちらに総論をまとめております。基本的にはやはり携帯電話番号のMVNOへの直接付与をぜひともお願いしたいと。これによって実現できることというのは、大きく分けて3つポイントがあると思っております。

1つはいわゆる音声の相互接続、これがもうなかなか進展してきていない。私どもで言うともう2000年頃からずっと言い続けていることですが、いつになっても実現しないというところがございます。この辺のところを早く実現していくべきというふうに考えております。

それから2点目として、これは特にローカル局、いわゆるローカルの4Gs XGP、あるいは地域BWAのようなLTE、あるいはローカル5Gというふうに考えていったときに、ローカル局側と全国ネットワーク側の両方を使いこなす必要が出てきます。そうしたときに1つの電話番号でどちらにいるタイミングでも受け答え、発信、受信できるということは、やはり必須なんだろうというふうに考えております。

私どもは日本と、それから米国において、今事業展開しておるわけですけれども、米国においては既に電話番号の直接付与を認めていただいて、今接続事業者との間での接続契約、いわゆる契約書上の書面の締結をするところになっております。当然のことながら緊急通報も行いますということで、米国のほうは、いわゆるCBRSというローカルネットワークと全国ネットワークを1つの電話番号でやるというサービスを、私どもは進めている状態なんですが、やはり同じことは日本でも絶対必要だろうというふうに考えております。それが2点目。

そして3点目として、昨年でしょうか、電話リレーサービスというような制度ができて、特にIMS基盤をMVNOが持ってサービス提供していったときに、例えば片側がビデオを使って手話で話をして、それがIMSのところから、いわゆる人、あるいは人工知能的なシステムを通して音声に変えるという通話を実現していくようなことが可能になっていま

す。この辺のIMSを活用した様々な付加価値サービスをつくっていくというようなこと もあろうと。そういった意味でこの3点のところから、ぜひとも電話番号付与はお願いした いというふうに考えております。

御手元の資料3ページをお開きいただきたいと思いますが、従来MVNOが直接的には電話番号を付与されていないという現実を踏まえ、かなり見切り発車も含めて、050番号を使ったモバイル上でのIP電話、これは東日本の震災直前に出して、東日本大震災では非常にある意味では大活躍をしたサービスになりましたけれども、そういったようなサービスを行ってきております。

今現在はもちろん、このサービス自体は私どもはやめた状態でございますが、やはりお客様側に今までの電話番号をしっかりと、例えば固定電話番号であれば地域性、あるいは090で始まるような、いわゆる携帯電話番号という識別性が、お客様の間ではもう確実に広がっている。その中でMVNOが、050、あるいは091というような番号でサービスをしても、これはなかなかお客様に受け入れられるものではないというふうに考えております。なので、そういった意味でやはり090、080、070というような、一般に携帯電話で使われている電話番号の付与をお願いしたいというところでございます。

御手元の資料4ページを御覧いただきたいと思います。ここに大きく2つの絵がございます。まず左側、先ほど御説明したところでございますが、私どもは米国のほうでは、ショッピングモールの中、あるいは大学のキャンパスの中にローカル局を設置して、その中であればそのローカル局を使い、それ以外の地域に行ったときには全国ネットワークを使うという、ハイブリッドのネットワークの提供を始めております。

その中で、今現在はデータ通信のみの御提供なんですが、この辺について当然通話もできるようにしたいということで、先般電話番号の指定を受けられる地位をアメリカのほうで得て、先ほどお話ししたような接続、緊急通報等の準備を今進めているところでございます。やはりそれと同じようなところがますます必要になってくるだろうというふうに考えております。

やはりローカル局に期待されている部分というのは非常に大きくなりますし、現実問題、本格的な5Gの到来時期になっていったときに、いろいろな会社、自治体、あるいは学校、そういったところがローカル局を打っていくのはもう間違いなく必要でありますし、そうしたときのハイブリッド化を進めるという意味では、この部分は必要だろうというのが左側のところです。

そして右側、これは I M S を活用したというところになりますが、いわゆる電話のリレーサービスのところです。

次のページ、5ページ目を御覧いただきたいと思いますけれども、いわゆるIMSはこの 左側の絵のような形で、IMS基盤があって、IMS基盤のところの通話が、例えばAIの エンジンにつながって、そこで自動通訳を行う、あるいは先ほどお話ししたような手話と音 声との間を取り持つというような、様々なことが考えられます。

そういったものは、なかなかいわゆる I MS (IP Multimedia Subsystem) という、本来はMultimedia Subsystemなんですが、どうも携帯キャリアの方々は、基本的にはやはり音声のみ、単純に音声をつなぐ部分に使ってきている、長い時間そういう形になってきているというふうに思います。やはり今いろいろな社会で新たなサービスが必要とされているというところに対して、もう少しこの I MS を活用していくと、様々なサービスができるんではないかと。

このときにMVNOの持ち味というのは、最初のスタート時点は非常に小さなニーズ、例えば100人が使いたい、1,000人が使いたいというところから、いろんなお客様が始まってくるケースが大体多いんですが、そういったものに対してしっかりと小回りが効いて対応していくのが、やはりMVNOが今まで貢献してきているところだと思います。それが広がったときに、1,000万人、2,000万人の方に使えるようなサービスになれば、それは携帯キャリア様が取り組んだらいいんではないかというふうに思っております。なのでそういった意味では必要だろうと考えています。

次、6ページ目を御覧いただきたいと思いますが、これは先ほどMVNO委員会様のほうから、かなり詳細なネットワーク形態の御説明がありましたので割愛しますが、私どもが考えているのは、いわゆるこのIMSを自社でもってつなぎ込んでいくという仕組みでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。もちろんこの電気通信番号計画として、緊急通報、番号ポータビリティ、いろんな基準がございますけれども、これについては当然対応させていただきたいというふうに考えております。もう前々から言われておりますけれども、やはり緊急通報の部分というのがかなり大変だとお話、これはいろんなところから聞いておりますし、かなり聖域扱いされている部分というのがございます。しかしながら、私どもで少なくとも米国に関して言えば、それほど大変ではなく実現していけますし、そういったようなところを考えていったときに、これは私どもとしては、その辺をとにかく着実に進め

ればできる話と思っております。

そして8ページになりますけれども、時間軸で見たときに、実は私どもは、これは現実的にどのくらいかというのは、かなりMNO様の協力体制によりますので、ベストベストケースを考えれば、1年もあればできますよねというところです。しかしながら一番大事なのは、これは従来MNO様との接続を考えたときに、電話番号を持っていないから接続ではない、それは卸契約になる、したがって義務がありませんという形でずっと逃げられ続けているという現実がありますので、やはりまず番号を付与していただくということの仕組みづくりが、まず必要だろうと思います。

最後、9ページになりますけれども、これは特に米国で私どもが進めていく中で、今26都市でしょうか、緊急通報について、位置情報にプラス高さの情報、例えば30階建ての何階にいるのかが分からないと、緊急通報といっても困るわけです。そういったところが米国のほうで義務づけられてきている。そういった意味では、今の高齢化含めて、いろんな社会問題が起きている中で言えば、高さの情報も含めたような緊急通報の在り方というのを、さらにもう少し現代の技術に即して、より精緻の高いものにしていく必要があるんではないかというふうに考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、HIS Mobile様から御説明をお願いいたします。

【HIS Mobile (猪腰)】 HIS Mobileの猪腰です。よろしくお願いします。

まず、資料27-4の2ページ目から、弊社に関する簡単な説明をさせていただければと思うんですが、我々HIS Mobileは、旅行会社のHISグループの中で、HISグループの旅行者とかそういった方々に、いかに便利な通信ネットワークを提供していくかというところを中心に取り組んでいる会社になりますので、ちょっと角度がほかの通信事業者と変わる部分もありますが、その辺を踏まえながら御説明させていただければと思います。

次ページを5ページ目まで飛ばさせていただきまして、まずMVNO等への番号指定を認めることについてということに関してお話しさせていただきますと、我々が考えているのは、先ほど日本通信様からもありましたが、多様な音声ニーズに対応するためのソリューションを具体的にするために、今はデータしかない中で工夫を強いられている状況があるんですが、これを自由化していただくことによって様々なサービスの提供ができると思っていまして、電気通信業界のさらなる発展に貢献できると考えております。

続きまして、6ページ目、MVNOへの番号指定の必要性についてということに関しまして、我々は先ほどのトラベラーの皆さんとかに便利な電話とかサービスを提供していきたいと考えている観点から、今MVNO事業者としては、ローミングといったサービスに対応できていないがゆえに、レンタルWi-Fiとか全く別の形で、お客様に通信網を海外にて御提供するような形になっておりますが、そもそも1枚のSIMカードでいろんなところで使えるというサービスがもっともっと磨かれるべきじゃないかなと、私個人的には考えておりまして、ぜひとも音声の開放をお願いしたいと思っております。

また、その番号開放のところについても、我々が今できる050とかそういった番号の開放ですと、やはりお客様への受け入れ難い現状というのは、ハードルが非常に高くて、そういったところも踏まえて御検討をお願いできればなと思います。

7ページ目に入りまして、ネットワーク形態に関してなんですが、これも先ほどいろいろ 御説明がありましたけれども、我々はフルMVNOではなくライトMVNOとして展開し ているわけですが、現実的にはイネイブラーさん、もしくはベンダー様に委託をして業務を しておりますけれども、それらの内容のベンダー様たちとお話しする限りは、問題なくでき るんじゃないかというふうに考えております。

続きまして、8ページ目の(4)電気通信番号計画における番号使用に関する条件という ことで、先ほどの緊急通報等に関しても話があったとおり、それらのベンダー様、イネイブ ラー様とのお話の中から問題ないと考えております。

9ページのスケジュールに関しても同様の条件になりまして、お話ししている限り、半年から1年、2年あればできるんではないかということで、この辺は少し割愛させていただきます。

続きまして、サービスに関して具体的に我々がやりたいことということで、ちょっと飛びまして12ページになるんですけれども、大きく訪日旅行客・海外旅行客向けのサービス、もう一つが訪日外国人に向けてのサービス、3つ目が先進技術・IoT関連のサービスということで、現実的に我々がこの音声を開放していただいたときに、どういったサービスを取り組んでいきたいかという可能性みたいなところに関して御説明させていただきます。

13ページにまず入りまして、13ページの1、1つのSIMによる国内外の通信ということで、先ほどお話ししたとおり、そのローミングが今MVNOにはできませんので、毎回毎回Wi-Fiに切り替えていただいたりですとか、何か緊急の連絡網に関しても、LINEをのIP電話等に頼るしかないような状況があって、音声ができないから、結構お客様は

困っていますというところを改善していきたいです。

2番目が、音声プリペイドサービスの実現をぜひともやりたいと思っておりまして、基本的に、今音声の通信のSIMカードに関して言うと、我々の管理監督下にないがために、事前に幾らか頂いてサービスを提供する、1,000円だけとか、2,000円だけとか、10分だけとか、20分だけとかというようなライトな感じの音声があったらいいなみたいなニーズはあるものの、物理的に課金の管理ができないがために、我々が今提供できていない状況にありますので、特に訪日旅行客の方に対して、国策である6,000万人という2030年までの目標実現のためにも、ぜひこういったところを目指して、より便利な訪日旅行を実現できるように展開していきたいと思っています。

3つ目が、OTAでの24時間のオペレーションということで、こちらに関しても、様々なところに海外出張に行かれたり、海外の方が日本に来られたりという中での我々からサービスを提供するに当たって、音声のSIMカードが現状は提供できていない状況がありますが、それらができるようになってくると、弊社も一応60か国に海外支店を設けておりますので、それらのサービスと連携した24時間のサービスオペレーションみたいなものが展開できると思っております。

4つ目が、これはすみません、弊社グループ企業の中の話にはなってしまいますが、今ハウステンボスというところの中で、各企業様ですとか大学と連携した様々なサービス実証実験等を行っている中で、いろいろなVRとかARですとか、もろもろのそういう体験価値みたいなものを提供するに当たって、現状はデータに関してはもちろんできるんですが、ここにさらに音声のボイスというものを乗せてやったら、新しいサービスができるんじゃないかというふうには思っておりますので、これらもローカル5Gとそういったもろもろの音声の管理を全部組み合わせたようなサービスとかの開発に向けて、ぜひとも開放をお願いできればと思います。

続きまして14ページなんですが、訪日外国人等に向けた課題解決というところに観点を絞ってサービスを考えております。

1つ目が、短期滞在者向け音声通信ということで、短期滞在者というのがどういった方かというと、基本的にまず海外に赴任されている日本人の一時帰国者ですとか、ビジネス渡航の出張で帰ってくるような方々に、やはり音声がちょっと使えないのかみたいなニーズが非常に高くて、こういった方々に、きちんと月額の契約をするということじゃなくて、1週間、2週間で簡単に渡せるサービスが展開できるんじゃないかと思います。

先ほどのプリペイドサービスということにはなるんですが、具体的にどのようにやるかというと、2番目に関して、我々は海外のWi-Fiレンタルみたいな事業を、各空港でカウンターを設けて行っておりますので、今音声で必要な対面での本人確認みたいな事業というのは、そのままスムーズに開始することができますので、日本に到着後、音声のSIMカードを本人確認した後に付与させていただくと。

3つ目、そこで付与した音声を使って、実際多種多様なサービスとの連携も将来的にできると思っております。これは例えば、免許証、パスポート、いろんなものできちんと本人確認させていただいている、その音声通話をキーとした様々な、e パスポートのようなサービスなんかを展開できたらいいなと思っております。

4つ目が、銀行契約・住宅契約等に、実は今外国人の方でクレジットカードを持たずに日本に入国されると、電話番号がなくて、契約ができず非常に困っていらっしゃる方が多数いらっしゃるんですが、これらのプリペイドの音声等の発行ができることによって、そういった短期の留学生的な労働者に対しての住宅契約等がスムーズに展開できると思っております。

最後、15ページになります。自動音声翻訳みたいなところで、音声からAIを使って通訳サービスを展開したりできると思います。

2番目に関しては、I o Tデバイスから音声発信というところで、実際今地方とかでは、 高齢者に向けて、どうしてもスマホとかだとサービスが提供し切れない方がいらっしゃる ので、そういった方々に対しては、デジタルから逆に音声にして緊急通報、高齢者同士で助 け合いをするようなサービスとかが展開できると思います。

3番目に関しては、音声認識による装置等の遠隔操作ということで、今エレベーターとか に入っているようなスマホ的なサービスを、我々も展開できるんじゃないかと。

そういった様々なサービスを我々MVNOに開放いただくことによって、細かいところから日本をよくできるようないろんなサービスを展開できると思いますので、ぜひ開放をお願いいたします。

私どもは以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様から御説明をお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟(田村)】 日本ケーブルテレビ連盟です。副理事長をしております、株式会社ZTVの田村と申します。本日は御説明の機会をいただきまして誠にあり

がとうございます。本件のヒアリング対象はMVNO等ということでございますが、我々は 地域BWAという無線インフラを地域で展開している事業者として、電気通信番号の指定 に関する要望を御説明させていただきます。

それでは、早速説明に入らせていただきます。<u>2</u>ページをお願いいたします。1つ目の御回答です。(1)、(2)になります。感染症の拡大、地方と都市部の格差、新たな料金プランの導入など、モバイル分野を取り巻く状況は大きく変化していますが、何より重要なのは、利用者に多様な選択肢を提供すること、地域のニーズに即したサービスを提供することと考えております。

(3)、(4)のところです。地域BWAは全国事業者の4Gと互換性があり、地域BWAで音声サービスの提供を行うことも技術的には可能であり、CATVにとって長年の悲願でもあります。地域BWAを提供するCATV事業者についても、電気通信番号の指定をお願いしたいと考えております。

続きまして、少し飛びまして5ページをお願いいたします。2点目の御回答です。(1) のところです。現在CATVは、従来の放送、ブロードバンドに加え、新たな成長領域として、地域BWAやローカル5 Gなどの無線事業を推進しております。

- (2)、(3)のところです。我々の主たる顧客は、インターネットをそれほど利用しない ライトユーザーであって、音声利用が中心の方々です。このため、国民の皆様から信頼され ている070番号の音声サービスについて、自らのインフラを活用して安価に提供してい きたいと考えております。
- (4) のところです。具体的には、地域の皆様方が内線電話のように御利用いただけるよう、自らのサービスエリア内では、安価に、かけ放題サービスやデータ通信サービスを提供することを検討しております。また、今後地域のニーズを踏まえ、CATVならではの新しいサービスの提供についても検討していきたいと考えております。
- (5) のところになります。サービス提供に当たっては、家の中に上げていただける事業者として、お客様の目線で、丁寧なサポートを行っていきたいと考えております。

6ページをお願いいたします。これはビジネスモデルのイメージを表したものです。我々の地域BWAだけでは全国全てをカバーすることができないため、全国事業者とローミング接続を行うことが必要となります。しかし我々の試算では、トラフィックの多くは家の中や近隣の生活圏で消費されるため、他事業者様へ接続する範囲は限定的になると考えております。このためローミング料金も限定的であると想定しており、ビジネスとして十分成り

立つと考えております。

7ページをお願いいたします。このページは全体のネットワーク構成図となります。左側は自らの地域BWAのサービスエリア内です。真ん中は他のCATV事業者のエリアですが、業界統一コアを介して自らのエリアと同等の接続性を確保します。右側はCATVのエリア外であり、全国事業者とのローミング接続により接続性を確保します。このように、CATVのエリア内ではMNOとしてサービスを提供し、他のエリアではMNOと接続することで全国津々浦々をカバーする、地域MNOのネットワークを実現したいと考えております。第5のモバイルキャリアは、こうした無線ビジネスに対する我々の意気込みを表したものでございます。

8ページをお願いいたします。続きまして3点目、ネットワーク形態への御回答となります。(1)全国各地のCATV事業者が安価に地域BWAを導入できるようにするため、連盟主導により、共同利用型の業界統一コアを構築しております。

- (2) のところです。音声サービスを行うためのネットワーク構成について、鋭意検討しているところですが、現時点では音声サービスに不可欠となる I MSを業界統一コアに設置し、全国MNO等との相互接続、ローミング接続を行う構成を想定しております。ネットワーク構成のイメージは、次のページで申し上げます。
- (3)他方、地域BWAの音声サービスの提供に当たっては、IMS導入など一定の責務を果たした上で、全国MNOの設備で共有いただけるところは最大限活用させていただきながら、MNOとMVNOの2つの側面を併せ持つ、地域MNOならではの地域の無線ネットワークを構築したいと考えております。

9ページをお願いします。ネットワーク構成図となります。上が従来のネットワーク、下は将来のイメージを表しております。青い線の四角が業界統一コアの設備となります。この図にあるとおり、業界統一コアにIMSを構築するとともに、電話番号に関するデータベースも構築することで、MNPなどへの対応を行っていきたいと考えております。

10ページは業界統一コアの概要資料となります。

11ページをお願いいたします。4点目の御回答です。緊急通報、MNP対応についてに参ります。緊急通報につきましては、位置情報を自動的に通知する機能やコールバック機能を含め、全国MNO同様の緊急通報に対応することを検討しております。

具体的には、地域BWAを展開しているエリアについては、緊急機関と直接接続する方向で検討を進めてまいります。地域BWAのエリア外、全国MNO等とローミングを行ってい

るエリアについては、全国MNO等の御協力をいただきながら、技術的な課題も含め、実現 方策を検討してまいりたいと考えております。なお、新たに番号の指定を希望する事業者が 多い場合、接続される緊急機関側にも相応の負担が生じる点は考慮が必要かと考えており ます。

MNPについては、他事業者へのリダイレクション機能を含め、全国事業者と協議を行いながら、システム構築に向けた検討を進めてまいります。

品質につきましては、MNOと同等の品質基準を前提に検討を進めてまいります。

他事業者との接続につきましては、I P相互接続ベースで検討を進めてまいります。また、接続性を確保するため、中継事業者との接続も検討したいと考えております。

12ページをお願いいたします。5点目の御回答です。スケジュールにつきましては、総 務省様から番号の指定を受けた後、各種試験などを行う時間などの考慮もした上で、1年半 から2年後にサービスを開始することを想定しております。

13ページをお願いいたします。最後の6点目の回答となります。(1)のところです。 MNO様への要望としましては、CATVとして必要な設備について、基本的に自前で導入していきたいと思いますが、緊急通報への対応やMNP対応の実現に向けて御協力をいただきたいと考えております。

- (2)、(3)のところです。需要の見込みとしましては、まずは連盟の無線委員会メンバーが提供する地域BWA及びMVNOの無線サービスの契約数が約10万回線ですので、このうちの一定数、数万回線程度になると想定しております。もちろん無線委員会に参加していない地域BWA事業者も多くおりますので、連盟活動を通じて普及、展開を図ってまいりたいと考えております。
- (4) のところです。番号指定の単位につきましては、サービス提供に必要となる番号を、必要なタイミングで指定を受けられることと、ひっ迫する番号の効率的な利用の両立を図ることが重要と理解しております。例えば申請時の需要見込みなどに基づき、1万から10万番号の間で、適切な数の番号を指定いただけるような仕組みとしていただくことを要望いたします。

現在のケーブルテレビ業界における地域BWAの導入状況は、14ページで御覧いただきます。

また参考資料として、15ページ目以降にCATV業界内での無線の取組に関する資料を添付しております。

御説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田主査】 ありがとうございました。また、各事業者様ともプレゼンテーションの時刻を守っていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からも御説明がございましたように、ここで一旦質疑応答、意見交換に入りたいと思います。ただいまのMVNO等、番号指定を希望される事業者様のほうからの説明に関して、各委員の方から御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。事業者の方々がそろっていらっしゃるよい機会ですので、ぜひいろいろ御質問いただければと思います。

それではまず、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。説明どうもありがとうございました。

基本的には僕個人の意見としては、新しいサービスがたくさん生まれると、消費者目線と してもいろんなサービスが使えてうれしいということと、あと、僕はネットワークの研究者 なんですが、研究者目線で見ても、ベンダーがそういうローカル5Gにつながるような小さ い規模の電話サービスを構築して、海外展開、海外に売れるようなものができたら、日本全 体としてもうれしいのかなと思っているので、MNO相当のサービスが提供されるなら、番 号を提供するのはいいんじゃないかなと思っていたんですが、話を聞いていると僕の認識 とちょっと違うところがあったので、プレゼンしてくださった方、皆さんにお伺いしたいん ですが、資料で言うと、MVNO委員会の資料の1ページ目で、MVNOへの番号の直接指 定に対する考えのところで、最初僕はこの話をお伺いしたときは、現状でもMNOから卸電 気通信役務で、役務として番号を与えてもらうことができるので、皆さんがおっしゃったよ うなサービスというのは、それを役務で与えてもらってやればいい話で、ただ、そのときは お金をMNOに払わないといけなかったものが払わなくてよくなるので、消費者目線とし ては価格が下がってうれしいという話なのかなと思っていたんですが、ちょっと話を聞い ていると、そもそもMNOが電話番号を卸してくれない現状があるということなんですか。 それをちょっと全てのプレゼンターの方にお伺いしたいんですが、お願いできますでしょ うか。

【相田主査】 ほかに御発言はございますか。ちょっとほかの委員の方々からも発言希望をいただいておりますので、できればそこら辺一通り伺ってから、まとめて事業者の方にお答えいただこうかと思うんですけど、それでよろしゅうございますでしょうか。

【猿渡専門委員】 僕ですか。猿渡的には大丈夫です。

【相田主査】 それでは続きまして、一井先生、お願いいたします。

【一井主査代理】 各社様にお伺いします。いろいろなメリット、あるいは新しい事業等についてお話をいただきましたが、今回のテーマである、番号の直接付与そのものによってできること、あるいはそれから付与に伴って交換設備を自ら持つことによって初めてできるようになること、これは区別し難い部分もあるのかもしれませんが、前者、すなわち番号を直接付与することによって初めてこれができるという部分はどこか、改めて明確にお示しいただけるとありがたいと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、森先生、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。御事情がよく 分かりました。結構複雑な問題なんだなということが分かりました。

番号のこと、それ以外の法制度のこと、それからMNOの協力のことみたいなことがありまして、その辺がちょっと錯綜しているのかと思いましたので、すっきりさせる意味でも、日本通信さんにお尋ねしたいんですけれども、米国で既にサービスインされている、あるいはサービスを控えておられるような御説明だったかと思いますが、米国でいけるんだとすると、米国と比べて日本に固有のボトルネックというのは何かありますでしょうか。これは制度的なことでもMNOとの協力関係みたいなことでも何でも結構ですので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 山下です。ありがとうございます。私からは、テレコムサービス協会さんの5ページのスライドがいいのじゃないかと思うんですけれども、そこに音声フルM VNOのネットワーク構成とあります。この前のページにもネットワーク構成の案があるんですけれども、このお二つ出していただいたのは、これで現在考えられる全てなのか、それとも、もっと幾らもあるけれどもこの辺りが最適だというお考えなのか、それを教えていただきたいのと、それから特に緊急通報ということで考えると、②-1と②-2、これで構築するときに、構築コストとか運用コストというんでしょうか、そういうものがどちらのほうが安いとか、どちらのほうが簡単とかいうのがあるのかなと思いましたので、教えていただければありがたいと思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、もう一件御発言希望をいただいておりますので、まずそこにいきたいと思います。 藤井先生、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。今回緊急通報の仕組みについては、先ほど山下先生からもあったように、MVNO委員会から詳細に説明があったと考えていますが、参入希望されているMVNOの事業者が、それぞれどのタイプでつなごうとしているのかが、もし今の段階で決まっているようでしたら教えていただければと思います。

一方で、ナンバーポータビリティは比較的簡単に導入できるのではないかと思われ、MV NO事業者が自らシステムを構築する方向性を感じたのですが、各社その認識でよいのか というところを確認できればと思いました。

もう一つ、地域BWAについてですが、地域BWAは緊急通報を自ら接続するように計画 していると認識いたしております。一方で、エリア外はローミングで対応という同じであっ たと思いますが、エリア外については音声のフルMVNOの形ではなく、ローミングを考え られている理由は何なのか、また、そのときの接続形態は、MNOに頼る形になるのかとい うことが分かりましたら教えていただければと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。それでは、今のところ発言希望をいただいているのは以上かと思いますので、ただいま委員の方からいただきました御質問は、全事業者さんに向けられたものもありましたし、特定の事業者さんに向けられたものもあったかと思いますけれども、先ほどのプレゼンテーションの順でお答えいただければというふうに思います。

まず、MVNO委員会さん、お願いできますでしょうか。

【MVNO委員会(佐々木)】 MVNO委員会の佐々木です。それぞれの御質問にお答えをしてまいります。

まず、猿渡先生からいただいたところ、当協会の資料1ページに記載のある、現状でどのように電話番号を利用しているのかということと、それがどのように変わっていくのかというような御質問かと思っております。

現状は、MNOさんから電話番号を当然これはいただいているんですけれども、当協会の 資料1ページ、左下の表を御覧いただくと分かると思うんですが、MNOとMVNOの契約 形態によって卸され方が若干違うという状況になっています。

卸電気通信役務について、これはSIMカードをそもそも発行できないライトMVNOは、SIMカードごと卸してもらっている、そのSIMカードに電話番号が付番した状態でMNO様から貸与いただき、それを利用者に対して再貸与するという形で電話番号を付番している、こういった形態になっております。また接続のケースにおいては、そもそもMNOE間に対する利用者の役務は、直接MNOから利用者に対して提供するという状況になっていますので、その利用者とMNOの関係に基づき、MNOが利用者に電話番号を付番するというのが現状になっております。

この電話番号の利用に対してお金を払っているのかというような御質問もあったかと思っておりますけれども、現状はこのように、SIMカードとひもづいて電話番号のほうは付番しているという形になっているので、番号の使用そのものに対して我々がお金をMNOさんにお支払いしているということはありません。

若干、例えばユニバーサルサービス料みたいなものもあるんですけれども、これはMNO さんからの課金というよりは、また別なスキームかなと思っていますので、ここでは少し別枠とさせていただいて、番号指定というよりは、このSIMカード1枚当たり、1回線当たり、月額お幾らというような形でお支払いをしている、その中に番号のお金も混ぜ込まれているということになっております。

電話番号を卸してくれない現状があるかという御質問もあったかと思うんですけれども、現状では、この電話番号だけを卸していただくということは全くありませんで、基本的には回線を卸していただく、その際にSIMカードも卸していただく、あわせて電話番号も付番した状態でSIMカードを卸していただくというような形で、番号の卸を受けているということになっており、番号だけを卸してくださいということは、現状では行われていない状況になっております。

ちょっと全部お答えできているか分からないんですけれども、すみません、一旦次の御質 問に進ませてください。

一井先生からの御質問については、番号を直接付与いただくことでできるようになることと、交換設備を持つことでできるようになることの違いについて、明確にお示しくださいという御質問だったと理解をしております。

まず、電話をかけるときに宛先を指定するための数字列というものが、もともとの電話番号の存在意義となりますので、この電話番号を例えば直接付与したことによって何かがで

きるかというと、そういうことは我々としてはないのかなと。あくまで電話をかけるということ、すなわち音声の交換設備を持っている事業者が利用者に対して電話番号を付番していくことが、これまでの電話の長い歴史の中で行われていますので、交換設備を持つことによって初めて、利用者の方に付加価値を提供することができるのかなと我々としては理解をしています。

当協会の資料1ページ目、右下の表を御覧ください。このように電話番号というのが音声の発呼、SMSも含めてですけれども、これに極めて密接にひもづいた番号だということで、表の真ん中、フルMVNO(データのみ)のところを見ていただきたいんですけれども、データのフルMVNOにおいては、この020番号という番号を使って電話をつなぐことは許されていないので、単なる利用者の識別のための番号、会社の管理のための番号にすぎない、こういった番号を、今はMNOのSIMカード、MNOの電話番号を卸してもらって使っているわけですけれども、これを例えば直接付番を受けても、電話をつなぐことができない、交換設備を持つことができない以上、ここでは付加価値をつけることは難しいのではないか、音声の交換設備を持って初めて付加価値をつけることができるのではないかということで、今いただいた御質問についての回答をお示しさせていただいているところになります。

続きまして、山下先生からは、当協会がお示しさせていただいた4ページと5ページ目、 全部で3つの方式を今回お示ししましたけれども、この3方式で全てなのかというような 御質問をいただいております。

ほかにも考えられる方式があるのかないのかで言えば、あるとは思っているんですけれども、当協会から御説明したとおり、国際ローミングの標準に準拠していくという観点からは、国際ローミングの標準化については、IMSでは4ページ目でお示ししているLocal Break-Out方式とS8 Home Routing方式の2パターンしかない。この2パターンにちょっと枝番をつけて、さらに②を②-1、②-2とさせていただいた方式で、恐らく我々としては、現実的に検討可能な案としてはこの3つで全てではないか。これ以外の案というものについては、国際ローミングのそもそもの技術基準にのっとっていないものになったりとか、あるいは緊急呼の実現に対して相当技術標準から外れたやり方を取らざるを得ないような案になって、そもそも検討の俎上にのせるという観点では、なかなか適切な検討はできないのではないかと思っております。

また、当協会の資料5ページ目の②-1、②-2、それぞれについて、構築、運用コスト

にどの程度の差が生じ得るかという御質問ですけれども、②-1については、特に緊急呼に係る部分の追加コスト、こちらはMNO様との間の卸契約、卸料金、こういったものによってくるというふうに考えておりますので、それがまだ全然何も見えている状況ではないという中で、構築コストは基本的には緊急機関の構築をしなくていい分、安くなるとは思っているんですけれども、運用コストはどの程度負担する形になるのかというのは、今後のMNO様との間の議論というものが必要かと思っております。

②-2、S8 Home Routing単独方式について、これは先ほど申し上げたとおり、500ないし600か所あると言われている緊急通報受理機関全てに対して、物理的に線の引込みをしていかなければならない。そのために、当然500か所、600か所の管理者の方に、具体的な設備の構築について、1件1件、1か所1か所、*オジェーションをさせていただくことになるので、これはお金の問題も相当かかると思いますし、何より手間がやはりすごく膨大にかかってくるのではないかということを懸念しております。

また、特にこの構築コストのところにおいては、各緊急機関の方にも御迷惑をおかけする、 緊急機関の方からも、当然引込みに際して一定程度考慮いただいて、どのように線を引き込むか、どういう形で指令台をアップデートしていくかについて、都度都度御配慮、御考慮いただかなければならないということで、そういった緊急機関の皆様の手間、コストといったものも検討の中には入れていかなければならない。現状でこういった議論が緊急機関の方とできている状況ではないので、我々としても相当のコストがかかるのではないかとは思っておりますが、ちょっとそこの具体的なお見積りというのができている状況ではないです。

藤井先生からは、参入を希望しているMVNOが希望する形態はどれかという御質問をいただきました。当然ここは日本通信様、HIS Mobile様、個社の皆様のほうで希望されるということ、委員会としては特に今の段階で1つに決めているということはありませんが、当然緊急機関への特にネットワークの構築というところを我々としてスリム化していく、あるいは緊急機関の皆様になるべく御迷惑をおかけしないような形でやっていくというのは、一つ考え方としてはあると思っておりまして、そういう観点からは、①のLocal Break-Out方式、または②-1、S8 Home Routing・Local Break-Outの併用方式というもの、一定程度これは望ましい考え方ではないかなとは思っております。

続きまして、MNPは簡単にできるという認識かというような御質問をいただいておりますけれども、MNPにつきましては、正直現状では、システムに対してMVNOは全く直

接の関係を持っておらず、電話番号を管理しているMNO様を通じてこのシステムを利用させていただいている、そこが直接こういったシステムに対して参加していかなければならない、MNOの皆様にもそういった協議に応じていただかなければならないということで、簡単にできるとは決して思っておらず、一定程度ここには難易度というのはあったり、あるいはコスト負担という面でも、現状MNPにかかる、利用者からのMNP手数料等の徴収については、この4月からできなくなっているということで、かかるコストについては全てMVNOによって負担しなければならない形になりますので、そういった費用負担をどうやって利用者の方に乗せていくかということも含めて、非常に難しい問題はあるのではないかとは思っております。

全ての御質問に御回答したかとは思うんですけれども、以上となります。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、日本通信様、お願いできますでしょうか。

【日本通信(福田)】 日本通信、福田でございます。

まず、猿渡先生からの御質問で、電話番号を卸してもらっていないのかと。今現在私どもは、具体的に言えばドコモとソフトバンク様のネットワークサービスを、お客様に対して提供させていただいておりますので、そこに関して言えばSIMを買ってきます。そのSIMに、先方が持っている電話番号を書いて提供するという形で利用させていただいております。

この部分がない、直接付与じゃないとできないのかというポイントでございますが、これは私どもは、どちらのキャリアというのはちょっと秘密保持の関係もあるので差し控えますが、携帯キャリア側と音声の接続について、長年にわたって協議をしてきております。その中でデータ通信の部分、これは2007年の総務大臣裁定で実現したわけですが、ドコモ・日本通信の大臣裁定でございましたが、この部分については、いわゆる卸契約ではなくて接続という形態で、接続に関しては実質上の義務が課せられているということがあって、突破したと理解しております。

音声に関してやはり接続で実現する、接続したいということに関して言えば、それは同じ接続に関して応諾する義務があるということになっているんです。ところが最後、電話番号を日本通信側は持っていないですよねと。そうすると、キャリア側がアサインされている、割り当てられている電話番号を、日本通信に対して貸すという契約をしなければいけない。しかもその番号がどう使われているかを管理しなければいけない。この部分については接

続の範疇外です。したがって卸契約です。卸契約となると、これについては検討させてくださいという形で、それがもう1年、2年、3年、4年、5年というふうに経過してしまっているのが現実の問題でございます。

したがいまして技術的な点で言えば、これは別に電話番号は使えればいいので、例えば携帯キャリア様に総務省から割り当てられている番号、MVNOにまた貸していただいて、その番号をMVNOとして、もちろん法規制の中は守る当たり前の前提として、使っていいんだよということであれば、何ら問題は生じないという問題でございます。

ただしそういったところがないと、結局、音声の接続が実現していないところは、いわゆる接続と卸という、今の電気通信事業法に基づく契約形態の違いに起因している、非常に根深い問題であるということを御説明とさせていただければと思います。

一井先生からの御質問で、この電話番号がないとできないのかということに関して言うと、私は、本来的にやはり直接割り振っていただかないとまずいんではないかと思う点を、2つほど挙げさせていただきます。

1つは、私どもが携帯キャリア、例えばドコモ様を例に取らせていただければ、ドコモ様のネットワークを使わせていただくのにドコモさんの電話番号を使っているということであれば、その範疇であればよかったと思うんですが、先ほどお話ししたような、例えばローカル局を使いますと。そのローカル局において電話番号を使う、ドコモネットワークを一切使わずにローカル局を使っているというときに、これはドコモ様のお立場からしたときに、総務省から自分たちが使うと言って番号付与を受けているものを、自分たちのネットワークが一切関係ないところで使われるという形になってしまうので、それはやはりまずいんだろうと考えています。

そうなるとやはりローカル局と全国ネットワークを1つの番号で使おうとすると、そのサービスを提供する事業者、すなわちMVNO、その言い方を何と言うかは別なんですが、例えば当社はそれを目指しておりますので、当社に番号を直接割り振っていただきたいというのが要望でございます。

それから2点目のところでございますが、これも先ほど、皆さんIMSのところでいろいろ御説明がありましたけれども、そこはやはり付加価値の源泉である、極めて重要な装置であるというふうに考えております。そうしたときに、いわゆる私どもが求めるサービスを、携帯キャリアさんがIMS基盤でどんどんつくってくれるよとか、あるいはIMS基盤だけはこういう形で貸してくれるよ、実費ベースで貸しますよみたいなことをやっていただ

ければ、もちろんそれでもサービスは実現できます。

しかしながら過去で言いますと、携帯キャリア様が例えば I M S 基盤を使ったサービスとして、具体的にはプラスメッセージというサービスがございますが、これについては私どもに卸していただきたいということを拒否されているところもございまして、 I M S 基盤で付加価値のサービスをつくる携帯キャリア様側から見れば、それはやはり差別化要素として使いたいんだろうと。そこに関しては当然だと思うんです。

ところが携帯キャリアはIMSを持っているからそういうサービスをつくっていきます、MVNOはそれを持っていないのでつくっていけませんという状態になっておりまして、この状態で推移すると、もうどんどん差がついてしまうという問題がありまして、イコールフッティングという観点から、私どもとしては、そのIMSを私どもとして持ってできるようなサービスという形に持っていきたいと考えております。

それから、森先生から私どもの米国の部分です。先ほどお話ししたように、今米国で電話番号の付与を受けるところまでは来ました。そして今、事業者と接続のテクニカルなディスカッションがあって、米国なので契約書にサインしなきゃいけないんですが、そのプロセス中でございます。あともう一つは、緊急通報についても、今つなぎ込む準備を進めているところでございます。

そこと比べたときの日本固有のボトルネックという御質問だと思いますが、2点挙げさせていただきたいと思います。

1点目、これは今現在携帯電話事業者様もこの会に御出席されている中で、非常にはばかられる部分ではございますが、やはり今までの事業モデルの中でMVNOの事業が、いわゆる総務省が介入した形でない限り、なかなか大きな前進をしたことがないというところが現実問題ありまして、私どもも大臣裁定2回、あるいは命令申立てを1度させていただいて、いろんなものを解決してきているという実態がございます。

米国に行きますとその辺はやはり、MNO様なり、あるいは固定の事業者様も、そういう新しいサービスをつくっていくことについて、極めて協力的に、もう非常に淡々と協力的にやっていただけるというところが、まず非常に大きな違いになっているところが1点目です。

それから2点目でございますが、今日も非常に大きなテーマになっている緊急通報でございますが、米国においてはその緊急通報の在り方というのが、もちろん緊急通報という性格上、全てのものが開示されているわけではございません。しかしながら、仕組みとしてこ

うなっていますよというところについては、かなり詳細に開示されています。

その高さ、例えば東京なんかで考えたほうがよほど高層ビルはいっぱいありますし、その高さの情報も含めて緊急通報で送ることは、日本のほうが必要なんじゃないかと私は本当に思いますけれども、やはりある程度透明性が確保されている仕組みになっているがために、その辺について適宜見直しが行われて、やはり今の技術に即して言えば、高さ情報まで義務づけようというような形で進展してきているんだと思います。

それに対してやはり緊急通報という性格上、これは私どもも実はかなりのところまでは 実際に、担当各庁と協議をしたこともございますが、ある一定線まではある程度情報を出し ていただけるんですが、それ以上になると、法的には私どもはそこにつなぎ込む資格を持っ ていないので、それ以上は安全を守るために駄目なんですということで、門前払いとは言い たくはないんですけれども、結構最初の門ぐらいで閉じられてしまっているところでござ いまして、この辺などは、今後やはり緊急通報の在り方というのももっともっとよくしてい くべき。

高さが一つですし、例えば今、私はiPhoneを使っていて、このiPhoneで言えば、私が倒れたというものを検知して緊急で電話をすることはできます。ただしそれを登録してあるのは私の妻の電話番号でございまして、そういったものが例えば10秒ぐらいボタンを押して、キャンセルしなければ、110番、119番にかかるというようなことも実は必要なんじゃないかと。そんなようなことも含めて、透明性を高めるという意味での緊急通報の部分の仕組みというのは、もう少し公表したほうがいいんではないかと考えております。

それから山下先生の御質問に関して言いますと、これはあと、藤井先生からの御質問でも一つ関連するところなんですが、先ほどのテレサ協会、MVNO委員会様の資料の5ページ目が山下先生に分かりやすいという御指摘でございますので、それを使わせていただくと、私どもは②-2という方向、右側のところで進めていこうというふうに考えております。

理由は非常に簡単でございまして、左側の方式、ほかの方式のほうが、私どもとして実現のハードルは低いのは低いです。しかしながら、携帯キャリア側からの協力が絶対必要なんです。やはり先ほどの接続か卸かという部分でございますが、今までなかなか協力的に動いて新しいサービスができたのは、MVNOとの関係で言うとほとんど存在していないということがございまして、その辺を考えると、私どもはもう接続1本で押し切れる仕組みを実現することを目指さざるを得ないのが、私どもの現実的な状況でございまして、どちらのほ

うがいいんですかと言われれば、それは負担が軽いほうがいいに決まっています。

ただ、それではなかなか通していただけない、通行手形でちゃんと通行料を払えということだと思います。それはそれで一つの考えだと思いますので、私どもとしては、単独で接続という形で入れるような形で考えております。

あとは藤井先生がもう一つ、音声のMVNO、いわゆるローカルエリアと全国のというところの御質問だというふうに私は実は理解したんですけれども、1つはローカルエリアの中ではローカルエリアの電話番号としてそこで使えます。プラス、ほかの地域に行ったときにはMNOとの部分、このネットワークを使わせていただいてという形でございますので、御理解のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、回答とさせていただきます。ありがとうございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、HIS Mobileさん、お願いいたします。

【HIS Mobile (猪腰)】 よろしくお願いします。まず猿渡先生のところのMNOから番号はもらえないのかというのは、先ほどお二方からもありましたとおり、SIMカードを通してもらえている状態になっています。

一井先生からいただいていました、番号をもらえて交換機を開放というか、ただもらえないから駄目なのかという話で言うと、SIMカードでもらって電話番号をもらっているだけだと解決できないのが、先ほどお話にあったとおりIMSが開放されていないので、データとしての取扱いができないと思っています。

そのIMSの部分が電話番号をいただけて開放できるような形をつくるのが、今回のこのつなぎ込みという話になるんですが、そこで解決できる大きな3つのポイントは、ローミングサービスが自分たちでできるようになるので、MVNOとしてもグローバルなサービス展開をいろいろ工夫できるようになりますねということと、2つ目は、音声課金が現在自分たちの手元でコントロールできないので、例えば今、不正利用されるユーザーさんとかがいると、SMSとか音声通話とか、結局使い放題使われて、2か月後に我々のところに請求が来たりするんですが、これって私たちは一切止められなくて、非常に被害を被ることが多いんです。こういうような音声の課金のところの調整がいろいろできるようになると、リスクヘッジをかけながら様々なチャレンジができるというふうに考えています。

3つ目は、音声を、今は我々の中で言うと、まさにIMSでデータとして扱えない状態で、 単なる人と人とがつながるという、つながる機能しか提供できないんですが、これをデータ として使えることによって、先ほどの翻訳機能だとか様々なところで、我々の目の前にある 課題に対して、その音声をデータ化してどういうふうに変換して伝えるかという工夫がで きるようになる。

この3つが解決できるようになるので、劇的にサービスアップにつながると思っていまして、ぜひともこの音声開放というのを実現していただきたいなと思っています。

あとは山下先生からいただいていました接続方式に関してなんですが、すみません、この話をいただいたのがもうつい最近の話で、私は何も深いところまでいっていないんですが、ベンダー様ですとかイネイブラー様と話している限りは、先ほどの説明にあったとおり、現実的にできるんじゃないかと。あとはキャリアさんとの兼ね合いの中で、どこの方式でつながるのがいいのかというよりは、このサービスがきちんと開放されていくことによって業界全体が活性化され、日本国民もしくは訪日外国人の方に便利なサービスがいろいろできるんじゃないかと考えております。

私どもは以上になります。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、ケーブルでテレビ連盟さん、お願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟(田村)】 ケーブルテレビ連盟でございます。ありがとうございます。

まず、猿渡先生からの御質問でございますが、地域BWAはそもそも音声電話番号は関係のない、データ放送(ママ)専用のシステムでございますので、そのことでちょっと御理解を賜りたいというふうに思っております。したがいまして、番号の卸はされておりませんということで御回答とさせていただきたいと思います。

それから、一井先生からいただきました御質問でございます。私どもは今回、MVNOさんが電話番号の付与をできるようになる方向ということを前提として、あわせて、私ども音声データだけの地域BWAにも音声電話番号が付与できるようにしていただきたいという要望をさせていただいている立場でございます。もしそれができるようになりましたら、私どもは自ら基地局を設置してサービスをしておりますので、その基地局のエリア内におきましては、安価なかけ放題の音声サービスを展開させていただくことができるのかなというふうに考えております。

それから、藤井先生からいただいた御質問でございますが、エリア外の緊急対応でございますけれども、まだこれにつきましては検討中でございます。またMNOの皆様にもいろい

ろと御相談させていただかなければいけないようなことが、ローミング等ではたくさんございますので、ちょっと現在ではまだお答えができない状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

私どもからは以上でございます。

すみません、ちょっと私、冒頭のほうでデータ放送と申し上げたと思いますが、データ通 信の間違いでございまして申し訳ございません。失礼しました。

【相田主査】 ありがとうございました。それでは、ただいまの事業者様方の御回答をお聞きになって、また追加で質問等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

じゃ、私からちょっと1件、これまでの質問にはなかった件ですけれども、MVNO委員会様の資料の6ページ目の端末側の対応要否のところに、「3GCSへのアタッチを必要とする海外端末等で利用不可」というようなことが書かれているんですけれども、ページはどこでしたっけ、結局実際に実現されるのが2025年くらいということで、もう3Gサービスが終了しようとしている頃と考えますと、これについては大きな問題ではないというふうに考えてよろしいのでしょうか。これについてMVNO委員会さんのほうからお答えいただければと思います。

【MVNO委員会(佐々木)】 ありがとうございます。MVNO委員会です。

まず2026年に3Gの停波をするというところについて、これは日本のMNO様の計画として今進められているところでして、海外の端末においては、まだその時期で3Gが停波するかどうかというのは、その国の事情による。特に途上国等では、そんなに簡単にLT E等に切り替えていくのは難しいところもあるかと思いますので、2G、3Gというようなレガシーの規格は相当程度残ることは、可能性としては考えられると思っております。

当然そういう端末が日本にやってくると、もう日本ではその3GCSというものが見つからない、そんな電波がもう吹いていないという状況になりますので、うまく動かないということは当然考えられるストーリーでして、そういった問題については、この音声フルMVNOのコンテクストで語るというよりは、もっと広く端末ベンダー等に、いろんな国で3GCSがなくなっていくよということで御対応いただけなければならない問題だと承知はしているものの、現実問題として、こういった古い端末をお持ちの海外からいらっしゃった旅行客みたいな方が、日本国内できちんとサービスを受けられるのかというところについては、検討というか、配慮、考慮みたいなものが必要になるだろうと考えております。

ただ影響度としては当然、新しい端末等においては、3GのCSがもうない国というものを踏まえて開発されている端末もどんどん増えてくると思いますので、時間が過ぎれば過ぎるほど、この問題の深刻度というのは一定程度は低減していくというふうには思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、おおよそ予定した時間にもなりましたので、一旦後半のヒアリングに進ませていただきまして、もし追加で質問等ございましたら、後ほどお受けしたいと思います。

【水井番号企画室課長補佐】 相田先生、事務局でございます。猿渡先生と藤井先生から 追加で質問したいというようなメッセージが。

【相田主査】 ごめんなさい。藤井先生のほうが一番下に見えていたので、もうこれは先ほどの件かと思いましたけれども、それでは猿渡先生、藤井先生の順序でお願いしたいと思います。

まず猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 猿渡です。どうもありがとうございます。MVNO委員会の佐々木さんにちょっと質問なんですが、先ほど電話番号自体には金銭的なやり取りはないという話があったと思うんですけど、SIMカードとセットで、SIMカードには恐らく費用はついているんですよね。現状のMVNOの事業者とMNOの事業者との間のお金の流れをちょっと把握しておきたいんですけど、SIMカード自体には利用料はついているという理解で大丈夫でしょうか。

【相田主査】 じゃ、MVNO委員会さん、お願いできますでしょうか。

【MVNO委員会(佐々木)】 MVNO委員会、佐々木です。御認識のとおりでして、SIMカードにつきましては、その機能、例えばデータ通信だけが使えるSIMカード、あるいはデータ通信と音声が使えるSIMカード等の機能によって、月額の使用料というものをMNOさんのほうにお支払いしております。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 じゃ、藤井先生、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。度々すみません。日本通信は、今回緊急通報の接続方式を、MNOに頼らない方式として②-2を選択したいという話があったと思うのですが、緊急通報自体の仕組みを頑張ってつくるとしても、MVNO委員会の資料によると位

置情報通知のところでMNOの基地局部分の通知が必要であり、その部分は結局MNOに頼らなければいけないのではないかと思っているのですが、この部分についてはどういうお考えなのか、教えていただけますか。

【相田主査】 では、日本通信さん、お願いできますでしょうか。

【日本通信(福田)】 日本通信、福田でございます。

今の御質問でございますが、私どもがHSS、いわゆる位置情報を持つような情報データベースを持つ形になりますので、そこと先方の情報とのやり取りというのが接続という形になりますので、過去の議論においても、そこ自体が直接的には問題ない状態、すなわち接続という形でできる限りは、表現は悪いんですけど、MVNOはMNO様に頼っているのはもちろん頼っているんです。インフラを使わせていただいておりますので。

ただし、いわゆる卸という契約形態ではなくて、接続という形で実現できるという意味でできますと。そうしたときに今の緊急通報に関しても、そういった形で実現できますというふうに考えております。

【藤井専門委員】 承知しました。MNOの卸の形じゃなくて、接続の形での仕組みの中で位置情報を把握できると認識しました。

【日本通信(福田)】 そうです。

【藤井専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 すみません、それでは、一旦先に進ませていただければと思います。

続きまして、MNO及び接続先事業者へのヒアリングということでもって、まずNTTドコモ様から御説明をお願いいたします。

【NTTドコモ (下隅)】 NTTドコモの下隅でございます。よろしくお願いいたします。それでは、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等に対する当社の考えについて、事前にいただきましたヒアリング項目に従いまして、ちょっと考えを述べさせていただきたいと思います。

スライド1枚目、右肩1です。音声伝送携帯電話番号の指定についての総論のようなお話ですが、まず、今電気通信番号計画の番号使用に関する条件に基づいて、MNOとして以下の青務を果たしております。

これは何を果たしているかということを下の箱に書いているんですが、まず利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにし、電気通信番号の効率的な使用を図る。それから、利用者が緊急通報を行うことを可能とすること。それから、番号ポータビリティを可能とす

ること。その他、以下について対応することということで、基地局の免許もしくは予備免許を受けていること、技術基準の適合(自己確認)をすること、それから他事業者(固定事業者も含めて)、これと接続を行う。こちらのほうはNTT東西さんとのPSTNマイグレーションの検討中であるため、IP相互接続の対応も必要となってくる。これらのことを果たしているというふうに認識しております。

2ページ目でございますが、じゃ、MVNO等の方々が番号指定を受けることになった場合はということですが、MVNOさんが音声伝送携帯番号の指定を受ける場合も、番号使用に関する条件というのはMNOと同様であるべき。基地局免許という条件は、概念上MVNOさんにないので、そこはともかくとしてということだと思っております。

したがいまして、番号使用に関する条件は、先ほど申し上げましたような公平な番号の利用、効率的な使用、それから緊急通報、番号ポータビリティ、技術基準の適合や他事業者との接続といった、このような条件は同様であるべきだと考えております。

また、基地局免許の条件を除くという話になった場合においては、音声伝送携帯番号により何を識別対象とすべきかというところについて、何を識別しているんですよという議論、 検討は必要なのではないかと考えております。

続きまして、3ページ目でございます。MVNOへの番号指定がどのように影響するのかということに関してでございます。こちらの接続形態等に関する具体的な事業者間協議については実施しておりませんので、一般論として、いろいろ接続形態について先ほど各社さんからありましたし、こういうふうにやりたい、やるんだということが定まっているものではないので、想定ということではございますが、おおむねMNO側におきましては、以下の設備改修等の対応が必要だと想定しております。

下のほう、ちょっと絵で書いておりますが、まず、MVNOさんと契約して卸、接続させていただいているホストMNOの立場としては、MVNOさんが指定された番号への対応ということが必要になってくると思います。MVNOさんの設置されましたIMS設備等、これと連携していかなければならないであるとか、あとはMVNOさんが指定を受けた番号のユーザーさん、MVNOのユーザーさんですけど、こちらの番号を判定したり制御したりする機能の対応、それからMNOとMNOの間では、既にMNPのシステム連携をしておりますが、こちらにMVNOさんも入っていただく、それを追加するような対応、こういったものが必要となってくると考えております。

一方で、ここからMVNOさんのIMS設備等を通じまして、着信側もMNOという立場

で考えますと、こちらはMVNOさんとMNOユーザーとの接続の対応ということが必要となってまいります。右下の箱です。MVNOさんとIP相互接続を行って、下にあります相互接続用設備の構築、それからMVNOさんの取得された番号のルーチング設定、それから事業者間の精算対応のやり取り等の対応が必要となってくる。

こちらは制度上の卸だとか、接続だとか、どっちであるかとか、そういう問題というよりは、つながっていく上で必要となる対応としてこういうのがあるものだと想定しておりますということだと思っております。

続きまして、4ページ目、番号需要数について聞かせてほしいということでいただいているもの。ちょっと番号需要数の見通しにつきましては公表しておりませんので、構成委員の皆様限りとさせていただいておりますが、おおむねこのような感じで推移していくのではないかと。そんなに大きく何倍になったりとか、何分の1になったりとかいうのが近々起こるというふうには思っておりませんが、このような形で想定しております。

5ページ目でございます。番号指定単位の変更において何か影響があるかということでございますが、番号指定単位数を細分化、10万から1万とか、例えばそういうふうになった場合、おおむね以下のような影響があるものと想定しております。

まず番号の管理の問題で、真ん中の吹き出しのところでございますが、電気通信番号の割り当て事業者を登録して、該当番号のENUMアクセスを実施しております。ということで番号の細分化によって、今10万単位で登録されているレコードを、1万単位で登録するということになりますと、登録しなければならないレコード数が増加いたします。単純に言うと10倍ぐらいになるんじゃないか。ということで、レコードの増加に伴う設備容量を見直す必要があるのではとか、あとは、その他一部設備の設備改修等の対応が必要となってくる可能性があるのではないかと考えております。

当社からの御説明は以上でございます。以下はヒアリング項目について一問一答形式で 書かせていただいておりますが、必要に応じて御覧になっていただければと思います。ドコ モからの発表は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、KDDI様からお願いいたします。

【KDDI(関田)】 KDDI、関田でございます。それでは、資料27-7に沿いまして、事前にいただいたヒアリング項目について、我々の考え方を御説明させていただきます。

めくっていただきまして、右肩1スライド目、総論ということで、MVNO様等への番号 指定を認めることについてどう考えるかというところです。我々としましては今回の検討 というのは、MVNO様においてIMS、交換機を設置することによって、音声伝送携帯電 話番号、いわゆる携帯番号の指定を受けて、音声サービスを自ら御提供されるということを 目的にされた議論だと理解しております。

踏まえまして、仮にMVNO様等へ番号指定する場合には、携帯番号の機能であるとか品質だとかについて、利用者の混乱を招かないようにすべきだろうという点、あとは、そのMNOとMVNO間のイコールフッティング、こういったものの担保も踏まえまして、従来の電話番号指定の条件、これが満たされることが妥当だろうと考えているところでございます。

続きまして、右肩2スライド目でございます。番号指定の影響ということで、MVNO様等へ番号指定した場合に、どのような影響があるかというところです。まず相互接続事業者の視点でございますけれども、MVNO様がIMS等の音声コアの設備を持ちまして、いわゆる携帯電話番号の設備を全て設置する、また基地局の免許以外の全ての指定条件を満たすという前提を考えますと、恐らく相互接続事業者様からは、接続事業者、MNOが1社現れたというふうに見えるのではないかと考えております。こうなりますと、新しいMNOとの相互接続に係る意識の対応というものが必要になるのではないかと考えているところです。

あとは、ホストMNOからの視点というところで下に書いておりますけれども、こちらに つきましては先ほど来議論がありますとおり、様々なやり方、形態というのがあると思いま すので、そういったものを具体的にMVNO様からお聞きして、影響を考えていくのかなと いうことで書かせていただいておるところでございます。

続きまして、右肩3スライド目、ネットワーク形態ということで、MVNO様が交換設備を持ってMNOと接続することについてどう考えるか、また、その場合にMVNO様がどこまで持つのか、MNOの設備をどこまで利用するのかという御質問かと思います。

我々としましては、MVNO様が御要望されている、ホストMNOに縛られない形で多種 多様なサービスを行いたいという観点、それから番号の在り方というのも照らしますと、少 なくともMVNO様で交換機能を持っていただくことは妥当だろうと考えております。

あと、具体的なネットワーク形態につきましては先ほどもありましたとおり、いろいろ議論があるかと思いますので、MVNO様からの御要望を伺いながら、協議の中で決定してい

くものかなと考えているところでございます。

続きまして、右肩4スライド目でございます。番号計画上の使用条件ということで、MV NO様が番号使用する条件についてどう考えるかというところでございます。こちらは総論でも少し述べさせていただきましたけれども、利用者に浸透している携帯番号の機能や品質、こういったものを確保すべきだという点、あとはMNO、MVNO間のイコールフッティングの観点というものを踏まえますと、現行の指定条件、これを踏襲すべきだろう、指定事業者間での差を設けるべきではないというふうに考えております。

仮にMVNO様への番号指定をする場合には、基地局免許というものはございませんので、これに代わる何かというところで、少なくとも交換設備等の設置、こういったものの条件づけが必要なんだろうと考えているところでございます。

最後、右肩5スライド目、その他というところで、番号需要のところです。こちらにつきましては構成員様限りとさせていただいておりますので、御覧いただければというところです。

また、番号付与の単位を10万単位にするか、または例えば1万単位というところでございます。弊社においては一部の設備で、10万単位での管理を行っているものがございますので、仮に1万単位と管理番号の単位を変えるということになりますと、そういった設備に改修が入る可能性があるところでございます。

弊社からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、ソフトバンク様からお願いいたします。

【ソフトバンク(折原)】 ソフトバンクの折原です。では、資料27-8、ソフトバンクの説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、右下2ページ目なんですけれども、まず(1)の総論、MVN 〇等への番号の指定を認めることについて、どう考えるかにつきましては、(2)から(4) の回答の内容のとおり、検討すべき課題等があることから、それらの課題等を踏まえ検討を 進めることが適当と考えております。

続きまして、同じページの(2) MVNOへの番号指定の影響ですが、ヒアリング事項としては、MVNO等に番号を指定することにより、MNOはどのような影響を受けるかというところで、こちらについては、MVNO等に番号が指定され、当社と接続が開始される際には、その御要望いただく接続形態に沿った開発等が発生すると考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、右下3ページ目、ネットワーク形態に関するヒアリングですが、ヒアリング事項として、MVNO等に番号を指定する場合に、MVNOが交換設備を持ち、接続するネットワーク形態が基本となるとどうなるかというところなんですけれども、回答としましては、「一方で」以降のところで、MVNO委員会様が昔お示しされた課題等があると考えていますと書かせていただいておりまして、①から⑥の課題の一例がございますと記載しておりますが、本日MVNO委員会様から御説明があり、そこで課題について改めて述べられていると思いますので、恐らくその情報のほうが新しいかと思いますが、いずれにしてもそのような課題があると考えております。

したがって、一番最後の行になりますけれども、IMS等交換設備との接続の導入を検討する場合には、導入時期にもよりますし、そういった利用形態や利用条件が異なるというところについて整理が必要と考えております。

続きまして、おめくりいただいて、右下4ページ目のネットワーク形態の続き、ヒアリング事項として、MVNOが新たに設置することが適当と考えられる設備と、引き続きMNOのものを使用することが適当と考えられる設備は何かというところなんですけれども、こちらもちょっと繰り返しになって恐縮なんですが、接続の形態がどうなっているとかというのはまだ決まっていないところから、回答が困難というふうに書かせていただいております。

続きまして、おめくりいただいて、右下5ページ目、電気通信番号計画における番号の使用に関する条件。ヒアリング事項としては、電気通信番号計画における番号の使用に関する条件のMVNOへの適用・MVNOの対応についてどのように考えるか。ドコモ様とKDD I 様からの回答とほぼ同じなんですけれども、識別性の観点で利用者に混乱を与えないようにとか、イコールフッティングの観点から、全てMVNOにて満たせるように対応すべきと考えています。基地局免許については、2ポツで説明さしあげます。

MNOでは重要通信の取扱いや番号ポータビリティを満たしているにもかかわらず、MVNOでは必須とならないというようなことは避けるべきと考えていますが、今日のMVNOの方々の御説明を聞く限りでは、特にこういった条件を緩和してほしいという話ではなかったと理解しておりますので、そこら辺の担保をどのようにされるのかというところなのかなとは思っております。

基地局免許に関するところなんですけれども、2ポツ目です。音声伝送携帯電話番号というのは定義として、携帯電話またはPHSに係る役務に係る端末系伝送路設備を識別する

と定められておりまして、私の理解なので、もし間違っていたら恐縮なんですけれども、現行制度では免許を受けるということが、すなわちこの要件を満たすことにつながっていると考えておりますので、基地局免許を当然満たすということはMVNOの方々は難しいかとは思いますが、一方で基地局免許を持っていることを満たすべきという規制は、何かしらの意図があって規制されていると思いますから、そういったところに配慮すべきだと考えておりまして、すなわち音声伝送携帯電話番号が何を識別する番号なのか、曖昧にならないようにすることが重要ではないかなと考えております。

具体的に言えば、050のように、どんなところでも使える、どんな品質でも使えるというようなものではなくて、あくまで携帯電話番号の識別性として、既にもう国民の皆様方に十分浸透しているもの、それを引き続き担保する必要があるというふうに考えています。

続きまして、めくっていただいて、右下6ページ目のその他の項目なんですけれども、需要の見込みのところにつきましては、弊社として見込みを発表しておりませんので、構成員限りのところに回答のように書かせていただいております。こちらの御質問の趣旨としては、急増することがあるか、ないかとか、要するに、ひいては番号の枯渇が070に関してありそうか、なさそうかというところを御判断されるための御質問と理解しておりますので、この回答で推測いただければというふうに思っております。

最後に、10万単位での指定をより少ない単位に変更することについて、どのような影響があるかというところなんですけれども、弊社では一部設備で10万番号単位の番号管理をしているため、改修が必要となっております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、楽天モバイル様からお願いいたします。

【楽天モバイル(鴻池)】 楽天モバイルの鴻池です。それでは発表させていただきます。 資料27-9に従いまして説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。本日、当社発表といたしまして、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方について、当社の見解について御説明します。その後ヒアリング項目について回答させていただきたいと思います。

ページ、3ページ目をお願いします。こちらは目次ということで、在り方についての当社見解になります。

4ページ目、お願いいたします。今回、電気通信番号政策委員会の検討テーマとして挙が

っております、MVNOへの音声伝送携帯電話番号(以下、電話番号)の指定につきましては、当社といたしましては必要な要件を満たすことを含めて、慎重な検討が必要だというふうに考えております。

2点挙げさせていただいています。1点目、MVNOさん自身が能動的に多様な付加価値サービスを創出・提供するといったものの観点につきましては、電話番号ありきではなく、当社も含めてMNOとの協議を通じて、自身の具体的なサービスとして実現していくことも必要というふうに考えています。

2点目といたしましては、MVNOさんのほうが自ら音声交換設備を保有するとした際、相互接続事業者としてのその接続に対して、確実かつ安定したネットワークの運用が必要だと考えます。よって、ネットワークの運用に当たっては、双方の顧客とネットワークを保護するため、お互いに設備に対する防護機能を導入するなど、技術・運用面での対応が必要と考えております。

次のページをお願いいたします。先ほどの1点目につきまして、少し補足の説明をさせていただいています。いろいろMVNOさんのほうでも、創出・提供したい付加価値サービスの実現については御要望があると思います。こういった部分については、具体例といたしまして、MVNO委員会さんを通じて、その具体的な要望等を取りまとめていただければ、さらなる検討が進むのではないかというふうに弊社としては考えております。

次のページをお願いいたします。次は参考ですので飛ばして、7ページ目をお願いします。こちらはIIJさんのホームページより資料を引用させていただきましたが、MVNOさんのほうで自ら音声設備を持った場合の課題について、幾つか論点として挙げておられました。そちらにつきまして、特に弊社としては先ほど、相互接続するに当たっての課題のところを必要という部分で御説明させていただきましたので、その部分を明示させていただいている形になります。

8ページ目になります。まとめとしまして、当社のほうからは3点挙げさせていただいて います。

今回電話番号の付与について議論の部分がございましたが、やはりMVNOさん自身が 付加価値サービスの実現に向けて、MNOまた様々な事業者を含めて、事業者間協議を通じ て実現していくというやり方が様々あるのではないかと当社は考えております。

その上で電話番号が必要と判断するんであれば、MVNOさんのほうで電話番号を付与することについて、必要な要件を満たすことを含めて慎重な検討が必要と考えています。

その際、単に音声交換設備を保有するだけではなく、やはり双方のユーザーを意識した形での確実かつ安定したネットワークの運用が不可欠であり、顧客及びネットワークの保護が双方に求められると強く考えております。

それではヒアリング項目のところで、一部なかったことについてコメントさせていただきます。16ページ目をお願いします。ここは総論になりまして、先ほど申しましたとおり、今回の電話番号の付与については、必要な要件を満たすことを含め、慎重な検討が必要というふうに考えておるページでございます。

次のページをお願いします。番号指定の影響についてです。こちらは、先ほどドコモさん、 KDDIさん、ソフトバンクさんのほうからもお話もありましたが、やはり電話番号付与に 当たっての現行ルールをあくまでも前提とし、設備面とか運用面のほうで、通常の新規事業 者参入と同様の影響があるというふうに考えています。

続きまして、18ページ目でございます。ネットワーク形態に関わるところでの影響についての部分でございます。こちらは途中でも御説明しましたが、MVNOさん自らが音声設備を保有することが妥当と考えておりますので、そのネットワークの運用についてはコメントさせていただいたとおりと考えています。

また、(3) の2分の2、もし適当と考えられる場合、どういうものが必要かといった部分になりますが、特に2番目のところ、MVNOからの具体的な要望については、MNOのほうでも分かりかねるところが多々ありますので、そこについてはしっかりとした協議の上、役割分担すべきというふうに考えております。

ページで言いますと19ページ目をお願いいたします。こちらは電気通信番号計画に対する番号の使用に関する条件についてのコメントに対するものになります。こちらにつきましては、現行どおりのルールに対する対応が適切だと考えています。そのルールにのっとった上で、引き続き以下に挙げた電気通信番号の使用に関する条件について、これはいずれもMVNOさんのほうにも適用すべきだと考えております。

続きまして、その他の部分です。こちらの電話番号需要数については、構成員さん限りということで需要の見込みを示させていただいております。御参考いただければと思います。

最後の部分になります。10万番号から少ない1万番号への影響ということについてです。ほかのMNOさんからもお話があったとおり、設備に関するところについては、一部改修が必要になるというふうには考えております。また運用面についてのところになりますが、現行より少ない単位での指定が可能となった場合は、例えば総務省さんから各事業者へ

の番号指定であったり、それを受けての接続事業者間での番号展開の部分、ここのリードタイムが今と通常変わらないということであれば、かなり件数も増え、業務過多になると考えられますので、この辺のリードタイムが短くなることも必要と考えております。

当社からの発表は以上となります。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは続きまして、NTT東日本・西日本様から御説明をお願いいたします。

【東日本電信電話(新國)】 NTT東日本です。NTT東西を代表して東日本から御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。現状の接続状況について御説明します。2025年1月の完了に向け、現在PSTNマイグレーションを実施中です。左下に図示しているとおり、現状NTT東西をハブにして各事業者様と接続している状態です。一方、2025年1月のPSTNマイグレーション後は、各事業者が2者間での直接接続に変更する予定です。本日御議論いただいているようにMVNO事業者様へ番号指定された場合、PSTNマイグレーションにおけるどの時期に導入されるかによって接続形態が変わってくると考えております。3ページ目を御覧ください。NTT東西は、今回の御提案に際し、接続状況の詳細まで把握しておりませんでしたので、想定で記しております。左側が現在各MNO様と接続している構成図です。NTT東西から見ると、MNO様と接続しているだけであり、MVNO様とは直接接続しておりません。

右側の図は、MVNO様が番号の指定を受けた場合に想定される接続構成です。交換機相当をMVNO各社様がお持ちになり、NTT東西と直接接続していただくことになると想定しています。

4ページ目を御覧ください。冒頭申し上げましたとおり、2025年1月にPSTNマイグレーションを完了いたします。これに向けて各事業者様と今、IP相互接続に向けた議論をしているところですが、現在の予定ではこの図の赤線、2024年1月に向けて、全事業者がIPベースでの接続を完了することで合意しております。

よって2024年1月以降であれば、IPのみでの接続になりますが、これ以前になりますと、従来の交換機型、STM接続の御対応も必要になると想定しています。

5ページ目を御覧ください。PSTNマイグレーションに向けて、現在事業者間で協議している状況です。NTT東西がPSTNマイグレーションを発表した2010年以降、2011年から、全事業者様と「意識合わせの場」という会合を開催させていただき、どのよう

に安全、円滑に I P相互接続を実現できるか、議論を開始しました。現在約10年にわたり、 計約30者と議論させていただき、おおむね I P相互接続に向けて、標準化も含めて整理が 図られつつあると思っています。

この中で主に、IP相互接続にあたり必要となる技術確認事項や保守確認事項、また料金 確認事項といったものをまとめておりますので、もし今後御参加される事業者様がおりま したら、この場を活用いただければ、全事業者様とも円滑にインターフェースをつくること ができると考えております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。先ほどのMNO様の御説明にもございましたが、緊急通報受理機関との接続形態についてです。恐らく各MVNO様が直接緊急通報受理機関様と接続されると思われますので、各受理機関様とどのように接続するか、また、発信者位置情報など緊急通報特有の機能をどのように提供するのか、協議が必要となると考えています。

現在接続している受理回線は、おおむねNTT東西で受理回線を敷設し、各社様の御要望により重畳させております。したがって御要望があればこの回線の重畳はできますが、発信者の位置情報は直接受理機関様と接続し提供いただくことになると想定しております。

最後、7ページ目を御覧ください。番号指定単位が、10万番号から1万番号単位になった場合の影響です。左側の図は一例ですが、NTT東西のSIPサーバは、現在10万番号単位で設計しております。

番号ポータビリティ可能な番号帯にて呼を接続する場合、各社様が、当該接続番号の指定事業者のネットワークに対して、「この番号がどの事業者の契約者宛てのものか」を問合せします。この動作に利用されるENUMサーバのレコード数が、10万番号単位から1万番号単位になることによりおよそ10倍になります。少なくともこの点において各社設備面での影響が出る可能性があります。

8ページ目以降は、各ヒアリング項目への回答を記載しております。おおむねこれまで御 説明した内容を文字にしておりますので、参考としております。

NTT東西からは以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。ただいまプレゼンいただきました 各社からの御説明内容に関しまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、ぜ ひお願いしたいと思います。また、チャットのほうに御記入いただければ順に指名させてい ただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。

また猿渡先生、藤井先生から、これは新たにいただいているんですよね。それではまず、 猿渡先生からお願いいたします。

【猿渡専門委員】 質問が多くて申し訳ありません。

3点ありまして、まず1点目、楽天モバイルの方の4ページ目のところがちょっと矛盾があるかなと感じているんですが、「MVNOが能動的に多様な付加価値サービスの創出・提供を実現する観点では、MNOとの協議を通じ」というのが、個人的には能動的に多様な付加価値サービスをつくれるようにするのであれば、自立的にできたほうがいいだろうと思うんです。ちょっとここに矛盾を感じていて、そこをもう少し丁寧に説明してもらえますでしょうかというのが1点目です。

2点目が、ドコモ、KDDI、ソフトバンクに対する質問でして、3社とも、個人的には 今回の話は、日本全体にとっては重要なことではあるけど、通信キャリアにとっては、特に MNOにとってはちょっときつい話なのかなと思っていたんですが、ドコモ、KDDI、ソ フトバンクに関しては、明確に反対だという意見がちょっと見えなかったので、そこは特に 反対はないのかというところを確認したいということです。

3点目が、割り当てる電話番号の単位なんですが、あまりたくさん割り当てたくないという話で、1万単位前提の意見が出るのかなと思ったら、改修の観点から10万単位がいいという話が出ていて、もしもこの話が進むのだとしたら、これは全ての企業にお伺いしたいんですが、10万単位が妥当だと考えているのかという、この3点をお願いしたいと思っています。

以上です。

【相田主査】 それでは続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。度々すみません。

MNOの各社にお伺いしたいのですが、緊急通報のところについて、費用はおいておいたとして、MVNO委員会が提示した形というのが幾つかあったと思います。この中の一つはMVNO事業者が自ら仕組みを作ろというものであったと思うのですが、LBO方式など他の方式であれば、技術的に緊急通報機能をMNOが卸で提供するような形は可能なのかを教えていただければと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 それでは続きまして、一井先生、お願いいたします。

【一井主査代理】 お願いします。NTTドコモさんとNTT東西さんだったと思いますが、割り当てが10万単位か1万単位かというお話のところで、設備の改修が必要というお話を各社さんがされていた中で、ENUMというのを特に出されたのはこのお二方だけだったと思います。これはほかの部分も当然改修が必要ということになると思いますが、ENUMというのを特出しされたのに、特別な理由があるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

ちょっと私から、今の一井先生のところに付け加えさせていただきますと、これは既存事業者に対してはもちろん、今まで10万番号割り当てられたものを変えようということではなくて、新規事業者、場合によってはそれも一部の事業者に対して、1万番号で割り当てるということだとすれば、何か既存のレコードを全部10倍に膨らます必要はないんじゃないかなというふうに私も思いましたので、ちょっとその点についてお答えいただければと思います。

現状で御質問いただいているのは以上かと思いますので、それでは取りあえず、今までいただいた質問につきまして、プレゼンいただいた順に御回答いただければと思いますので、まず、NTTドコモ様、お願いできますでしょうか。

【NTTドコモ (下隅)】 NTTドコモでございます。

まず、猿渡先生からの御質問の1番目は楽天さんなので、2番目の明確に反対ではないのかという御質問をいただいたんですが、反対だと決めてかかっているということではございません。もちろん有効にいろんなサービスが出てくるとか、電気通信の発展にということであれば、それについては反対とかそういうことを申し上げるということでございませんが、この辺は各MVNOさんからいろいろ御要望いただいて。ただできること、できないことというのは協議していくと。

ただ大事なことというのは、現行の制度でこういった条件を満たして、やはり責務として 果たしておりますというところは、意味があってやっていることだと思いますし、その辺に ついては現行の制度を維持していくべきではないか、その上で議論がなされるべきではな いかと思っているところでございます。

それから、10万単位が妥当かというお話をいただきましたけれども、これはちょっと後でも、ENUMの話のときもありましたし、相田先生からもいただいたところですが、10

万単位がいいかどうかというよりは、今10万単位なので、全部1万に変えたときにどうなるかということを申し上げたところでございます。1万単位にしたらレコード数が増えるので設備容量が増えますというのは、そういう意味で申し上げました。

これが一部だけ1万にしたらどうなのかというと、そういうことができるかどうかは検討してみないと何とも言えませんが、そうすれば設備容量がそんなに増えないということもあるかもしれませんし、もしかすると、全部やらなきゃいけないとかということもあるかもしれませんが、いずれにしても、何が妥当かということとそれをやったときにどうなるかということ、全部1万に変えたらこうなりますということを申し上げたところでございます。

それから、藤井先生からいただいた、MNO各社は、LBO方式とか混在方式ですか、こちらだと提供が可能なのかという話に関しましては、できるかどうかについては、詳細な検討というのはもちろんやっていく必要があると思いますし、御要望に応じて真摯に検討していくということだと考えております。現状ではこう申し上げるということでございます。あとは、ENUM以外の設備もということがありましたけど、ENUMを特出ししたわけではございません。少なくとも問合せの番号を管理しているサーバというのは、今10万レコード単位でやっているので、ここは確実に出てくるんだなということで、この装置と申し上げましたということで、プレゼン資料の5ページのところにも、「設備容量の見直しや一部設備の設備改修等の対応が必要となる可能性あり」ということで、いろんな設備を見てまいりますと、触らなきゃいけないところというのがほかにもあるかもしれないとは認識しております。ENUMのところは確実にここは影響が出るだろうなということで、例として申し上げたということでございます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、KDDI様、お願いいたします。

【KDDI(関田)】 KDDI、関田でございます。御質問ありがとうございます。

まず、猿渡先生からいただいた、MNOの立場として反対しないのかというところについてですけど、我々としては今のところニュートラルでございます。ただ、MVNO委員会様からもございましたし、我々MNO各社さんからも御指摘申し上げた様々な課題があると思っておりますので、そちらについて丁寧な議論をしていくのかなというところでございます。

それから1万単位にするかどうか、この議論が進んだ場合もそうなのかというところ、こちらにつきましても議論の進捗具合によるかと思いますけれども、結局は番号をどのように有効的に利用するのかという議論だと思っておりますので、そことのバランス感で決まっていくのかなというふうに思っておりますので、今どうかというところについての意見は特段ないところでございます。

それから、藤井先生からいただいたLocal Break-Outでできないのかというところ、こちらについてはちょっとまだ詳細な検討ができておりませんので、今答えを持ち合わせていないところでございます。大変申し訳ありません。

それから、一井先生、相田先生からいただいた、1万番号、10万番号の影響のところでございますけれども、こちらもちょっと詳細な検討をしてみないと分からないのですが、今話を社内でしてみたところでも、いろんな緊急通報の対応とか、あとは設備の先ほど申し上げたような対応とか、いろいろあるような感じがいたしますので、これから詳細な検討していきたいなというふうに思っています。ちょっとお答えになっているかどうかですけれども、以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

では続きまして、ソフトバンク様、お願いいたします。

【ソフトバンク(折原)】 ソフトバンクの折原です。

まず、猿渡先生からの御質問で、反対かどうかというところなんですけれども、今日のM VNOの方々のプレゼンの中でも、条件を特別緩和してほしい、例えば緊急通報をなくしてほしいとか、品質はもっと低くていいんじゃないかとか、そういう話があれば、当然それに対して賛成、反対というのはあるかなと思っていたんですけれども、基本的に条件は緩和せずに、携帯電話番号の識別性というものは担保しつつ、新たなサービスとかができないかというところかと思いますので、そちらについては、接続という観点で弊社は真摯に、御要望いただけたら協議に応じていきたいというふうに考えております。

次の猿渡先生からの御質問で、割り当てる番号単位というところなんですけれども、当然 改修の観点では、既存の10万のままのほうが改修不要ですので、コスト的にうれしいとい うところがある反面、10万番号単位で割り当ててしまったときに、番号の有効活用の観点 でどうかというところがあるかと思いますので、そこら辺のバランスという意味で、例えば MNOは引き続き10万だけど、一部の明らかに需要が見込めないところは1万単位とか というような折衷案とか、いろいろな案が考えられるかと思いますので、そういったところ は、今後また議論させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、藤井先生の御質問で、緊急通報の実現のパターンについてなんですけれども、 こちらについてはKDD I 様同様で、大変恐縮なんですが、詳細な検討ができておりません ので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

以上になります。

【相田主査】 それでは続きまして、楽天モバイル様、お願いいたします。

【楽天モバイル (鴻池)】 すみません、楽天モバイルの鴻池です。最初の質問にお答えするに当たって、弊社資料の5ページ目をお願いできればというふうに考えております。猿渡先生からの質問のほうからお答えさせていただきます。先ほどの説明で不足しておりまして申し訳ございません。

弊社が申し上げたかったことは、2つのうちの1つの1番目のところについては、MNO さんが目指す創出・提供したい付加価値サービスの中で、過去にMVNOさんからの要望と して、ホストMNOに縛られず能動的に多様な付加価値サービスを創出・提供する観点で、 音声伝送携帯電話番号を自ら指定を受けたい要望があるということで、サービスをいろい ろ提供したい観点から番号を受けたいといったところがあったと認識しておりました。

ただ、サービスがどのようなものを具体的に進めたいのか、やりたいのか、そういったことによって、単に電話番号を持つだけじゃなく、もっともっと検討しなければならないのではないかといったところが、弊社は2年前までMVNO事業をやっていたところもありまして、それで自らがいろいろ検討していった結果、結果的に電話番号を持つとかそういった手段だけではなく、多種多様な料金プランをつくりたいとか、いろんな受付に当たっての事務処理を変えたいとか、そういったことを考えていくと、MNOになったほうが、よりサービスが実現できるんではないかという選択をしたこともあります。

ですので、MNOになることを推奨しているわけではないんですが、やはりやりたいこと、したいことによって、電話番号を持つことだけなのか、いや、もっと違うやり方もあるのかということもありますので、MNOも含めていろいろ相談しませんかと。その辺の取りまとめについては、MVNO委員会のほうで具体的な要望等をさらに取りまとめていただければ現実的ではないでしょうかと御提案した説明をさせていただいたつもりでございました。

1点目については以上になります。

それから残り2つのところで、まず1万番号の部分につきましては、弊社の資料でも御説明したんですが、ほかのMNOさんと同様に、少なからず番号設定については改修は必要と

考えているんですが、弊社は仮に10万でなく1万だとしても、やはり1万の運用のところで、今現実、総務省さんからの番号の割当てから番号を登録して使えるまでに、半年以上かかっているのが実際なんです。

この1万番号の運用で半年もかかるというのは、非常に稼働のかかるオペレーションであると考えていますので、もし1万番号での割当てが現実的なものになるとすると、その運用ルール自体も見直していただくことが現実的ではないかというお話をさせていただきたいと思います。

それから、MVNOさんの緊急通報の部分でのMNOの連携についてです。こちらについてはほかのMNOさん同様に、具体的な詳細の御要望、そちらをお聞きした上、個別に検討させていただくという形だと考えております。

以上になります。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、NTT東日本・西日本様、お願いいたします。

【東日本電信電話(新國)】 NTT東日本です。2つ御質問いただいています。

まず1点目、10万番号単位での指定が妥当か、ということですが、こちらはドコモ様もおっしゃっていたとおり、現状が10万番号単位での管理となっていますので、あくまでその前提での影響をフラットに御説明しております。相田先生からの、追加された番号だけ1万番号単位で管理すればレコード数が10倍にならないのでは、という御指摘はそのとおりでして、今回御説明したのは、既存の電話番号を含めて全番号の細分化を前提にすると、設備の見直しをする必要があるのではないか、との主旨です。

2つ目、一井先生に御質問いただきました、ENUMについてドコモとNTT東西だけが特筆し言及した点についてです。現状IP接続後の構成においては、全事業者がENUMサーバを保持することになっております。今回特に番号管理に直接関連するのがENUMサーバであり、全事業者共通で最低限検討が必要な点と考え、代表例として説明しております。以上です。

【相田主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者様からの御回答も踏まえて、さらに追加で御質問等ございましたらお願いしたいと思います。あるいは、前半でプレゼンいただいたMVNO関連の事業者様への質問でも結構ですので、せっかくの機会ですのでいろいろ御質問いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

では、私からちょっと、ケーブルテレビ連盟様に伺わせていただきたいんですけれども、 先ほどの資料の7ページ目辺りから、現在業界統一コアというようなことで検討を進めて いらっしゃるということで、実際にこの地域MNOでカバーされるエリアというのは、人口 カバー率とか地域カバー率というようなところでは、どれくらいのところまでいくものな んでしょうかというのを、参考まで聞かせていただければと思うんですけれども、いかがで ございましょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟(田村)】 ケーブルテレビ連盟でございます。

ちょっと今、詳細な資料を準備しておりませんでしたので、お答えができないところでございますので、改めて資料を準備いたしまして、事務局さんのほうに御提出させていただいてよろしいでしょうか。

【相田主査】 はい。結構でございます。

【日本ケーブルテレビ連盟(田村)】 申し訳ございません。

【相田主査】 お願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは各事業者様、御協力いただきましてありがとうございました。かなり突っ込んだ、 実りのある議論ができたかなというふうに思います。

ただこの後、また新たな質問事項とかいうのが湧いてくる可能性もございますので、その場合には、改めて書面等でもって質問させていただくことがあるかもしれませんので、そういうようなことがございましたら、またよろしく対応をお願いしたいと思います。本日はどうも御協力いただきましてありがとうございました。

以上で事務局に御用意いただいたメインの議題は済んだかと思いますけれども、その他ということで、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

相田主査からも一部御説明いただきましたけれども、本日のヒアリングに関しまして、構成員の皆様から追加の御質問がございましたら、6月11日金曜日、17時までに事務局まで御連絡いただければ、事務局にて取りまとめまして、各社に展開させていただきます。

また、本日ヒアリングに御提案いただきました事業者の皆様におかれましては、お手数ですが、回答を御作成いただきまして、6月18日金曜日までに、事務局に御提出いただければと考えております。

最後に、次回の委員会の日程の御説明でございます。資料27-11に一部記載させていただいておりますが、次回の日程は6月24日木曜日でございます。テーマは「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」の観点からの事業者、消費者のヒアリングでございます。具体的に、業界団体の方、番号指定を受けていらっしゃる電話転送事業者、番号指定を受けていらっしゃらない電話転送事業者、海外の事業者、また消費者の観点から、河村構成委員と森構成委員からの御説明をいただくことになってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。次回もまたヒアリング対象者が多いということでもって、長丁場になるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で用意いただいた議題は全部過ぎたかと思いますけど、全体を通じまして何か、御発 言希望される方がございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の第27回電気通信番号政策委員会を終了させていた だきたいと思います。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。